

尾張旭市監査公表第13号

平成28年2月29日付け尾張旭市監査公表第6号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年3月31日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 牧 野 一 吉

市民生活部市民活動課

| 監 査 の 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
|--|--|
| 1 市有財産（普通財産）貸付事務において、借受人からの普通財産借受申請書の提出など、貸付けの手続きが執られていない事例が認められた。公有財産管理規則第20条及び第21条により所要の手続きを行う必要がある。 | 1 公有財産管理規則第20条及び第21条により所要の手続きを行い、平成28年3月15日付けで地元自治会と市有財産無償貸付契約を締結しました。 |